

有価証券報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ユビキタス

(E05719)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	3
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	8
4 【事業等のリスク】	9
5 【経営上の重要な契約等】	11
6 【研究開発活動】	13
7 【財政状態及び経営成績の分析】	14
第3 【設備の状況】	16
1 【設備投資等の概要】	16
2 【主要な設備の状況】	16
3 【設備の新設、除却等の計画】	16
第4 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
(1) 【株式の総数等】	17
① 【株式の総数】	17
② 【発行済株式】	17
(2) 【新株予約権等の状況】	18
(3) 【ライツプランの内容】	22
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	22
(5) 【所有者別状況】	22
(6) 【大株主の状況】	23
(7) 【議決権の状況】	23
① 【発行済株式】	23
② 【自己株式等】	23
(8) 【ストックオプション制度の内容】	24
2 【自己株式の取得等の状況】	27

【株式の種類等】	27
(1) 【株主総会決議による取得の状況】	27
(2) 【取締役会決議による取得の状況】	27
(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	27
(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	27
3 【配当政策】	27
4 【株価の推移】	27
(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】	27
(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】	27
5 【役員の状況】	28
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	30
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】	30
(2) 【監査報酬の内容等】	32
① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】	32
② 【その他重要な報酬の内容】	32
③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】	32
④ 【監査報酬の決定方針】	32
第5 【経理の状況】	33
1 【財務諸表等】	34
(1) 【財務諸表】	34
① 【貸借対照表】	34
② 【損益計算書】	36
【売上原価明細書】	38
③ 【株主資本等変動計算書】	39
④ 【キャッシュ・フロー計算書】	41
【重要な会計方針】	43
【注記事項】	44
【関連当事者情報】	55
⑤ 【附属明細表】	58
【有価証券明細表】	58
【株式】	58
【有形固定資産等明細表】	58
【社債明細表】	58
【借入金等明細表】	58
【引当金明細表】	58
(2) 【主な資産及び負債の内容】	59
(3) 【その他】	59
第6 【提出会社の株式事務の概要】	61
第7 【提出会社の参考情報】	62

1	【提出会社の親会社等の情報】	62
2	【その他の参考情報】	62
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	63
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月22日
【事業年度】	第8期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社ユビキタス
【英訳名】	Ubiquitous Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川内 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル
【電話番号】	03-5908-3451
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者兼管理部長 家高 朋之
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル
【電話番号】	03-5908-3451
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者兼管理部長 家高 朋之
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高 (千円)	108,346	452,576	680,266	878,713	945,591
経常利益 (千円)	6,710	290,818	415,061	439,361	298,671
当期純利益 (千円)	2,781	177,340	244,197	259,002	105,307
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	255,000	255,000	255,000	509,375	509,375
発行済株式総数 (株)	7,800	7,800	7,800	83,500	83,500
純資産額 (千円)	493,705	671,045	915,243	1,682,995	1,658,544
総資産額 (千円)	500,037	864,629	1,065,708	1,819,006	1,723,706
1株当たり純資産額 (円)	63,295.54	86,031.53	117,338.91	20,155.63	19,862.80
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	1,554 (—)	630 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	421.67	22,735.98	31,307.37	3,233.33	1,261.16
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	3,145.03	1,200.71
自己資本比率 (%)	98.7	77.6	85.9	92.5	96.2
自己資本利益率 (%)	1.04	30.45	30.79	19.94	6.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	68.97	25.02
配当性向 (%)	—	—	—	48.1	50.0
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	230,790	221,552	209,756	192,798
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	△48,464	△34,902	△1,320,606	149,813
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	482,653	△127,874
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	665,634	852,285	224,088	438,825
従業員数 (人)	6	8	16	18	30

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第4期から第6期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 第4期から第6期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 当社は、第5期及び第6期の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、第7期及び第8期の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第4期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

6. 当社は平成16年12月24日付で株式1株につき10株の株式分割を、また、平成19年6月18日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

2 【沿革】

「Ubiquitous（ユビキタス）」とは、ラテン語で「同時にいたるところに存在する」つまり遍在するという意味です。1980年代からある「ユビキタス・コンピューティング」や「ユビキタス・ネットワーク」という概念から社名を命名いたしました。

ユビキタス・ネットワーク化が進むと、携帯電話、デジタル家電、ゲーム機器、AV機器など、身の周りのあらゆるものがネットワークに接続されたコンピュータで制御されるようになります。当社の創業者たちは、「いつでも、どこでも、誰でも」面倒な操作なしにユビキタス・ネットワークの利便性を享受できる快適な生活を実現させるために株式会社ユビキタスを設立いたしました。

年月	事項
平成13年 5月	東京都渋谷区西原三丁目において株式会社ユビキタスを設立
平成13年 8月	本社を東京都新宿区新宿三丁目 1 番13号京王新宿追分ビル 6 階に移転
平成13年11月	主力製品となる「Ubiquitous TCP/IP」の開発に成功
平成15年 5月	株式会社東芝 デジタルメディアネットワーク社との間でソフトウェア使用許諾契約を締結 「Ubiquitous TCP/IP」がセキュリティ用Webカメラに採用される。
平成15年 6月	インターネットの標準設定団体の一つであるW3C(World Wide Web Consortium)に加盟
平成16年 3月	株式会社ルネサステクノロジとの間で「Ubiquitous TCP/IP」、「Ubiquitous Media Connect」、「Ubiquitous Rendezvous」に関する包括使用許諾契約を締結
平成16年12月	第三者割当増資を行い、4億5千万円を調達
平成17年 6月	「Ubiquitous SSL」の開発に成功し、株式会社ルネサステクノロジに対するソフトウェア使用許諾契約を締結
平成17年 8月	UPnP（注1）規格の普及団体UIC(UPnP Implementers Corporation)に加盟
平成17年 8月	任天堂株式会社との間でソフトウェア使用許諾契約を締結 「Ubiquitous TCP/IP」と「Ubiquitous SSL」を基に開発された通信プロトコルスタックが、 「ニンテンドーDS」用の通信ライブラリに採用される。
平成18年 3月	本社を東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービルに移転
平成18年 5月	「Ubiquitous TCP/IP」がIPv6 Logo Phase-1の認定を取得
平成18年 5月	DTCP（注2）のライセンス管理団体であるDTLA(Digital Transmission Licensing Administrator)加盟
平成18年 9月	スタンダードマイクロシステムズ株式会社との間で、DLNA（注3）分野における共同マーケティングを行っていくことを合意し、ソフトウェア使用許諾契約を締結
平成18年11月	IP放送向けソリューションである「Ubiquitous CAST」及びDLNAの規格に基づいた家庭内ネットワークでのコンテンツ共有ソリューションである「Ubiquitous AV」の開発に成功
平成19年 4月	富士ソフト株式会社との間で、デジタル家電のネットワーク対応ソリューションで協業することを合意
平成19年 4月	松下電器産業株式会社 半導体社との間で、USB関連ソフトウェアの使用許諾契約を締結
平成19年 5月	N E Cエレクトロニクス株式会社との間で、ネットワーク関連SDK（注5）使用許諾契約を締結
平成19年 6月	「Ubiquitous AV」が、AV業界初のDLNA認定モジュールに採用される
平成19年 8月	Marlin（注4）ライセンス管理団体であるMTMO (Marlin Trust Management Organization)加盟
平成19年11月	ジャスダック証券取引所N E Oに株式を上場（N E Oの第一号銘柄）
平成20年 8月	Ubiquitous TCP/IPの累計出荷ライセンス数が一億本を突破
平成20年 9月	エンサーク株式会社より組込みソフトウェア製品DeviceSQLを取得し、組込みデータベース事業を開始
平成21年 2月	Ubiquitous TCP/IPがIPv6 Phase-2（ゴールド）ロゴを取得

- （注）1. UPnPは、Universal Plug and Playの略であり、家庭内のパソコンや周辺機器、AV機器、電話、家電製品などの機器をネットワークを通じて接続し、相互に機能を提供しあうための技術仕様のことをいいます。
2. DTCPは、IEEE 1394などを使った機器間通信において、著作権保護技術によって保護されたコンテンツを伝送するための技術規格をいいます。
3. DLNAは、Digital Living Network Allianceの略であり、パソコンやデジタル家電機器をネットワークでつなぐ際の約束事をいいます。
4. Marlinは、ソニー株式会社、松下電器産業株式会社、Samsung Electronics、Royal Philips Electronics及びIntertrust Technologies Corpが中心となって設立したMarlin Developer Community(MDC)が規格策定を行っているデジタル家電機器などを対象とする有力なコンテンツ保護規格の一つです。
5. SDKは、Software Development Kitの略であり、当社では顧客に対しお試し版として使用許諾しております。

3 【事業の内容】

当社は、ネットワーク分野に特化したソフトウェア製品の開発及び販売を主たる事業としております。これは、敢えて社名に込めましたように、遍く存在する様々なデバイスが相互に繋がり、情報交換しながら連携して機能を発揮する「ユビキタス」なネットワーク世界の実現に寄与するという創業ビジョンに遡るものです。

ユビキタス・ネットワーク社会の実現には、「小さく（メモリ・サイズ）、軽く（CPU負荷）、速く（通信速度）」、かつ、低価格のネットワーク・ソフトウェアが必須です。当社は、創業以来、ネットワーク分野に経営資源を集中して技術と製品に磨きをかけてまいりました。その蓄積の結果、当社のソフトウェア製品は、これらの要件を高いレベルで充足するものと自負しております。

(1) 当社の主要製品

当社製ソフトウェアは、自社開発による独自カーネルを基礎とし、インターネットの世界で標準プロトコルとなったTCP/IP通信プロトコルスタックを中心として、様々な分野で機能を発揮する種々のコンポーネントより構成されております。当社の主要なソフトウェアを下に示します。

分野	製品	概要
通信基本	Ubiquitous TCP/IP ① TCP/IP v4 ② TCP/IP v4/v6（注1）デュアルスタック	インターネット標準の通信プロトコルであるTCP/IPを、組み込み機器向けに最適設計したもので、メモリが少なく済む「小ささ」、非力なCPUでも動作する「軽さ」、また効率よく通信する「速さ」を実現したものです。
セキュリティ	Ubiquitous SAFE ① SSL（注2）、及びTLS（注3） ② DTCP-IP（注4） ③ WMDRM（注5） ④ Marlin	通信の秘匿やコンテンツの保護は、小さなデバイスでも無視できない要求要件となってきました。インターネットで一般的に用いられるSSLやTLS、DLNAでも要求されるDTCP-IPやMarlin、マイクロソフト社の著作権管理システムであるWMDRM、などのセキュリティを実現するためのソフトウェアを「小さく」「軽く」「速く」開発し、小さなデバイスにも搭載可能にしたものです。
ワイヤレス	Ubiquitous AIR ① WPAサブリカント（注6） ② WPS	WPAサブリカントは、Wi-Fi通信の秘匿性を高めるために使用されるソフトウェアです。WPSは、複雑なWi-Fi設定を容易にするためのものです。
ホームネットワーク	Ubiquitous AV （DLNA（注7）ソリューション）	DLNAガイドラインは、デジタル家電機器をネットワークでつなぐ際の約束事ですが、このガイドラインに準拠して開発されたミドルウェアです。既存製品に比べて、1/10程度と小さく、また使用メモリも少なく済み、リソースの乏しいデバイスもDLNA対応させることが可能になります。
次世代通信ネットワーク	Ubiquitous CAST （IP放送ソリューション）	NGN（注8）は、ITU-T（注9）で標準化が進んでいる、IP技術をベースとした次世代の通信ネットワークです。この上でIPTVを実現させるためのソフトウェア一式を先行して開発したものです。
コネクション	Ubiquitous CONNECT ① USB Host（注10） ② Mass-storage Class（注11） ③ Audio Class（注12） ④ PTP/MTP（注13）	ネットワーク製品でも、コネクションの機能が求められることがあります。PCの世界では標準となったUSBをユビキタス独自カーネル上に構築したもので、やはり「小さく」「軽く」「速い」特徴を有したものです。
データベース	DeviceSQL	DeviceSQLは、世界最小、超高速なデータベースエンジンを兼ね備えた、ローエンドからハイエンドまで全ての製品ラインに最適なデータ管理機能を提供する次世代データ管理ソフトウェアフレームワークです。

(2) 当社の事業内容

当社の売上高は、ゲーム機器などの電子機器メーカー及び半導体メーカーに対する①ソフトウェア使用許諾、②サポート、③ソフトウェア受託開発に区分されます。それぞれの内容を以下に示します。

① ソフトウェア使用許諾

ソフトウェア使用許諾は、当社の開発したソフトウェアを顧客に使用許諾して対価を得るもので、下記のとおり

(a) 契約時一時金と(b) ランニングロイヤリティに区分されます。

(a) 契約時一時金

当社ソフトウェア製品のソースコード又はオブジェクトコードを顧客に使用許諾する対価として収受するものです。その性質上、各ビジネスの初期に発生する売上高です。新規にソフトウェアを開発した場合などは、各社にライセンスすることにより、この項目の売上高が伸びる傾向があります。

(b) ランニングロイヤリティ

顧客が当社ソフトウェア製品を複製してデバイスに組み込んで販売する際に、複製本数に応じて収受する対価です。継続的に発生する売上高であり、基本的に対応する支出がないので、複製本数が伸びれば利益率の向上に寄与します。

当社は、高利益率を達成するために、ランニングロイヤリティを主たる収益源とすることを目標としており、商品開発やビジネス開発にあたっては、そのことを考慮した展開を行っております。

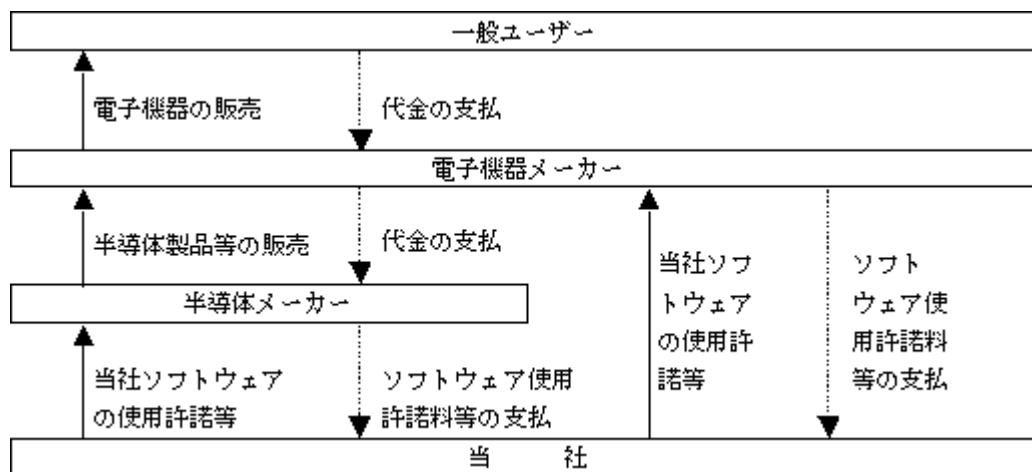
② サポート

当社製ソフトウェアを使用許諾した顧客に対する技術サポートへの対価として収受するものです。納品後一定期間に限って提供する初期サポートや年単位で開発工数を提供する年間サポートなどがあります。売上規模を大きくすることは難しいですが、景気の動向に左右されにくい安定した収益源となります。

③ ソフトウェア受託開発

顧客の求めに応じて、当社ソフトウェア製品を特定のプラットフォームに移植したり、カスタム対応をしたりする対価として収受するものです。投入した開発工数にほぼ比例した売上高となるため、高利益率を達成することは難しいものですが、その後のソフトウェア使用許諾などの売上高に繋げるべく、当社製品の評価版提供との位置付けで行うものです。

事業の系統図は、下記のとおりです。



- (注) 1. IPv6は、現行インターネットプロトコル (IPv4) を基に開発された次世代インターネットプロトコルです。IPv4で枯渇が心配されていたアドレス空間を飛躍的に広げ、セキュリティ機能を追加するなどの改良が施されています。
2. SSLは、インターネット上で情報を暗号化して送受信するプロトコルの一つです。公開鍵暗号、秘密鍵暗号、デジタル証明書、ハッシュ関数などのセキュリティ技術により、秘匿を要する通信を安全なものとしします。
3. TLSは、インターネット上で情報を暗号化して送受信するプロトコルの一つであり、SSL3.0を基に改良が加えられて標準化されたものです。
4. DTCP-IPは、DTLA社により規格化されたコンテンツ保護規格です。DTCPそのものは、当初IEEE1394などのデジタルインターフェイスに搭載されていましたが、これを一部変更してIPネットワーク上に拡張したものがDTCP-IPです。
5. WMDRMは、マイクロソフト社により開発された著作権管理技術であり、デジタルコンテンツの安全な配布を可能にするものです。
6. WPAサブリカントは、無線LAN上で情報を暗号化して送受信するWPAと呼ばれる暗号方式で使用するソフトウェア・コンポーネントです。従来は、WEPと呼ばれる固定キーによる暗号方式がよく用いられていましたが、これに代わるWPAはキーを自動的に変更するなど、より暗号強度の高いものになっています。
7. DLNAは、Digital Living Network Allianceの略であり、パソコンやデジタル家電機器をネットワークでつなぐ際の約束事をいいます。
8. NGNは、Next Generation Networkの略で、ITU-Tで標準化が進んでいる、IP技術をベースとした次世代の通信ネットワークです。
9. ITU-Tは、国際電気通信連合 電気通信標準化部門のことで、通信分野の標準化を行う機関です。
10. USB Hostは、シリアルポートやパラレルポートなどのいわゆるレガシーインターフェイスを置き換えてPCの標準インターフェイスとなったUSBインターフェイスにおけるホスト側の機能です。
11. Mass-storage Classは、USBインターフェイスを介してハードディスクドライブなどの外部記憶装置を接続するための規格、ないしはそのような外部機器のことでです。
12. Audio Classは、USBインターフェイスを介してオーディオ機器などの外部機器を接続するための規格、ないしはそのような外部機器のことでです。
13. PTPは、Picture Transfer Protocolの略で、USBインターフェイスを介してデジタルカメラやパソコンを接続し、画像の転送や機器の制御を行うための通信プロトコルです。MTPは、Media Transfer Protocolの略ですが、マイクロソフト社がPTPを拡張して定めた通信プロトコルで、静止画、動画、音楽などのデジタルデータの転送が容易に行えるものです。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
30	39.2	2.2	7,834

- (注) 1. 従業員数は、就業人員です。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が当期中において12名増加したのは、業容拡大に伴う中途採用によるものです。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度は、ゲーム分野、デジタル家電分野、データベース分野で全売上高の95.8%を計上しました。

ゲーム分野においては、ニンテンドーDS用Wi-Fi対応ソフトウェアの販売が引き続き好調で、任天堂株式会社に対する売上高は710,333千円（前事業年度比3.5%増）と続伸しましたが、それ以外の売上高も伸びたため、売上高全体に占める割合は、前事業年度78.1%から当事業年度75.1%と低下しました。

デジタル家電分野においては、スカパーJSAT株式会社、株式会社ルネサステクノロジを中心に106,683千円の売上高（同13.1%減）を計上しました。また、平成20年9月より開始したデータベース分野においては、住友電工ネットワークス株式会社を中心に88,936千円の売上高を計上しました。

以上の結果、当事業年度における売上高は945,591千円（同7.6%増）となりました。

営業費用面では、役員及び従業員等あわせて41名（同15名増）の人件費として344,835千円（同22.2%増）を計上し、また、不動産賃借料等の経費として341,601千円（同3.9%増）を計上しました。なお、これらの人件費・経費のうち研究開発費は113,529千円（同37.7%増）です。

営業外費用・特別損失面では、保有する有価証券の時価の下落により第3四半期までに有価証券評価損63,250千円を計上した後、償還し、有価証券償還損24,223千円を計上しました。また、保有する時価のある投資有価証券について、当債券の時価の急激な下落等を考慮して、第3四半期において当該債券を売却し、特別損失として投資有価証券売却損47,793千円を計上しております。

以上の結果、営業利益373,996千円（同19.0%減）、経常利益298,671千円（同32.0%減）、当期純利益は105,307千円（同59.3%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ214,736千円増加し、438,825千円（前事業年度比95.8%増）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、192,798千円（前事業年度209,756千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益181,094千円、減価償却費等の非現金支出費用257,638千円、前受金の増加額33,444千円などによるものです。一方、支出の主な内訳は、売上債権の増加額72,445千円、法人税等の支払額192,374千円などによるものです。

（投資活動におけるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、149,813千円（同1,320,606千円の使用）となりました。これは主に、有価証券の償還による収入12,526千円及び、投資有価証券の売却による収入312,684千円によるものです。一方、支出の内訳は、本社研究施設の増床等による有形固定資産取得32,616千円、及び販売用ソフトウェアの取得等による無形固定資産の増加142,781千円によるものです。

（財務活動におけるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、127,874千円（同482,653千円の獲得）となりました。これは、配当金の支払いによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	前年同期比 (%)
ソフトウェア受託開発 (千円)	78,000	73.9

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、生産という概念と馴染まないため、記載しておりません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
ソフトウェア受託開発	78,000	77.9	—	—

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、受注という概念と馴染まないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	前年同期比 (%)
ソフトウェア使用許諾 (千円)	802,757	108.8
サポート (千円)	64,834	205.8
ソフトウェア受託開発 (千円)	78,000	71.2
合計 (千円)	945,591	107.6

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
任天堂株式会社	686,029	78.1	710,333	75.1

3【対処すべき課題】

① 事業環境及び市場に関する課題

当社は、ユビキタス・ネットワーク市場という潜在的に巨大な市場に挑戦しております。当該市場は、未だ形成の初期にあるため、その成長の仕方には予測困難性があります。当社は、この現出しつつある市場の中で、他社に先駆けて優れた技術や製品を投入し、先行してシェアを獲得していく考えですが、市場の形成そのものに不確実性が伴うことは避けられず、当社にとってこれに機敏に対応することが課題となります。

② 事業ポートフォリオに関する課題

低下傾向にあるとはいえ、携帯ゲーム分野に対する依存度は依然高水準にあります。その依存度を一刻も早く低下させ、安定した事業ポートフォリオを形成することが課題です。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は本株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点ご注意ください。なお、当該記載事項は本書提出日現在における当社の認識を基礎とした記載であり、将来の環境変化等によって当該認識は変化する可能性があります。

1. 市場の不確実性について

当社は、ユビキタス・ネットワーク市場という潜在的に巨大な市場に挑戦しております。当該市場は、未だ形成の初期にあるため、その成長の仕方には予測困難性があります。当社は、この現出しつつある市場の中で、他社に先駆けて優れた技術や製品を投入し、先行してシェアを獲得していく考えですが、市場の形成そのものに不確実性が伴うことは避けられず、当社の経営成績や財政状態が不安定となる可能性があります。

2. 特定の取引先への高い依存度について

当社の平成21年3月期における売上高の75.1%が、任天堂株式会社に対するものです。任天堂株式会社のゲーム機「ニンテンドーDS」のWi-Fi通信対応ゲーム・ソフトに当社のソフトウェアが採用され、このゲーム・ソフトの販売が好調であることから、当社の収受するソフトウェア使用許諾料（ランニング・ロイヤリティ）の売上高全体に占める割合が高くなっております。

当社は、今後、任天堂株式会社に対する売上高が落ち着きを見せるとともに、他の得意先への売上高が増加し、同社への依存度は中長期的に低下すると見込んでおりますが、現時点では同社の新ゲーム・ソフト発売等の動向が当社の業績に大きな影響を及ぼしております。

3. 特定のソフトウェア（無形固定資産）への高い依存度について

当社の平成21年3月期における売上高の74.2%が、「Ubiquitous TCP/IP」及び「Ubiquitous SSL」を搭載したソフトウェアが獲得するランニング・ロイヤリティによるものです。当社は、これらの当社ソフトウェアが現時点の市場において高い競争力を有していると考えておりますが、競合製品の登場、代替技術の登場による陳腐化や情報漏洩などに伴い、これら主力ソフトウェアの優位性が失われた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 技術の陳腐化について

当社の事業は、AVホーム・ネットワーク、携帯デバイス、ゲーム機、住宅・セキュリティ等の技術に密接に関連しておりますが、これらの技術の進歩は著しく、製品の高機能化も進んでおります。

当社といたしましては、技術の進展に鋭意対応していく方針ですが、当社が想定していない新技術の開発、普及により事業環境が急変した場合、必ずしも迅速に対応できない可能性があります。

また、競合他社が当社を上回る技術を開発した場合には、当社技術が陳腐化する可能性があります。

これらの状況に迅速に対応するため、多額の研究開発費用が発生する可能性もあります。

上記のような事象が発生した場合には、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

5. 競争の激化について

当社の事業は、AVホームネットワーク、携帯デバイス、ゲーム機、住宅・セキュリティ等の市場に密接に関連しております。当社は、現時点において「小さく」、「軽く」、「速い」、高い競争力をもったソフトウェアを有しておりますが、当該市場では、上述4.に記載のとおり、技術の進歩は著しく、また、新規参入もあることから、競争が激化しております。当社は、今後も競争力の維持強化に向けたさまざまな取り組みを進めて参りますが、将来優位に競争が進められず、当該市場で十分なシェアを獲得できない場合には、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

6. 知的財産権について

当社は自社開発したソフトウェアについて著作権を有しておりますが、第三者が当社の著作権を侵害することなく、当社ソフトウェアと同様の機能を実現した場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。また、当該第三者が特許権を取得した場合、当社が損害賠償義務を負担する可能性があります。

また、当社が特定分野でのソフトウェア開発業務遂行のため、他社よりソフトウェアのソース・コード開示を受けることがまれにありますが、この場合、当社著作物に対して当該ソース・コードに類似しているとして著作権侵害の訴訟等を受けるおそれがあります。

7. ソフトウェアの不具合による顧客の損失について

当社ソフトウェアの不具合による顧客の損失については、契約上、当社の損害賠償額の上限を当社が収受した契約対価に限定しておりますが、このような事態が発生した場合、直接的に売上高の取消による損失が発生するのみならず、信用失墜により当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

8. DTLAからの高度機密情報の提供について

当社は、DTCPのライセンス管理団体であるDTLA(Digital Transmission Licensing Administrator)に加盟し、同団体からDTCP仕様に関する高度機密情報の提供を受けております。当該情報は、DLNAやIPTVのコンテンツ保護における根幹の技術情報であり、当社製品への統合により競争力を高めることができます。しかしながら、DTLAとの約定により、当該情報を当社の責任により漏洩した場合、最大8百万米ドルの制裁金を請求される可能性があります。

9. MTMOからの高度機密情報の提供について

当社は、Marlinのライセンス管理団体であるMTMO (Marlin Trust Management Organization)に加盟し、同団体からMarlin仕様に関する高度機密情報の提供を受けております。当該情報は、IPTVなどのコンテンツ保護における根幹の技術情報であり、当社製品への統合により競争力を高めることができます。しかしながら、MTMOとの約定により、当該情報を当社の責任により漏洩した場合、最大8百万米ドルの制裁金を請求される可能性があります。

10. SD-3C LLCからの高度機密情報の提供について

当社は、SD規格のライセンス管理団体であるSD-3C LLCに加盟し、同団体からSD仕様に関する高度機密情報の提供を受けております。SD-3C LLCとの約定により、当該情報を当社の責任により漏洩した場合、最大3百万米ドルの制裁金を請求される可能性があります。

11. ロイヤルティ契約について

当社は、顧客との間で、当社ソフトウェアを搭載した半導体等の販売本数に応じてランニング・ロイヤルティを収受する契約を締結しております。従って、当社の売上高は、顧客の半導体等の販売本数に影響を受けることとなります。顧客の半導体等の販売が好調であった場合、予想外の収益を計上できる可能性があります。一方、顧客の新製品の発売時期が遅延した場合や当初の販売見込みを下回った場合、顧客の販売戦略に変更が生じた場合等においては、当社の収益が低下する可能性があります。

12. 小規模組織であることについて

当社は、平成13年5月7日に設立されましたが、社歴が浅く、事業規模が小規模であることから、事業規模拡大への対応、少数特定の役職員への依存等、下記のような小規模組織特有の課題があると認識しております。

- (1) 権限委譲を極力すすめるようしておりますが、経営面において代表取締役社長の川内雅彦に多くを依存しており、また、新技術の開発においては、専務取締役最高技術責任者の鈴木仁志に多くを依存しております。このような重要な役員が社外流出した場合には、当社の業務に支障をきたす可能性があります。
- (2) 当社の組織が小規模であることが、取引を行うに際して顧客の懸念事項（取引の安定性への懸念等）となる可能性があります。
- (3) 優秀なソフトウェア・エンジニアの確保のため、人材採用を積極的にすすめておりますが、今後従業員が大量に退職した場合、又は労働市場の流動性低下等により、計画通りに当社が必要とする優秀な人材を確保できなかった場合には、当社業務に支障をきたす可能性があります。さらに、優秀な人材を確保・維持し又は育成するための費用が増加する可能性もあります。
- (4) 現時点において急激な企業規模拡大は想定しておらず、効率的な経営を行っていく所存ですが、今後の事業拡大に伴い、想定以上の人員が必要となる可能性もあります。この場合、優秀な人材を確保・育成する所存ですが、これらのことが適時適切になし得なかった場合、当社の事業遂行に影響を及ぼす可能性があります。

13. 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、平成16年12月24日開催の臨時株主総会の決議、平成18年6月30日開催の定時株主総会の決議、及び平成18年10月30日開催の臨時株主総会の決議、並びに平成20年6月20日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権を付与しており、今後、当該新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

本書提出日の前月末（平成21年5月31日）現在の発行済株式総数83,630株に対し、同日現在における新株予約権による潜在株式数は6,935株となっております。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 株式会社ルネサステクノロジに対するソフトウェア使用許諾契約

使用許諾プログラム	契約期間
Ubiquitous TCP/IP-OS Ver.2004本体 Ubiquitous Media Connect Ubiquitous Rendezvous	平成16年3月31日から契約終了日の定めなし。但し、株式会社ルネサステクノロジからの通知により解約されることがある。
Ubiquitous TCP/IP-OS Super Tiny	平成16年6月30日から契約終了日の定めなし。但し、株式会社ルネサステクノロジからの通知により解約されることがある。
Ubiquitous UPnP AV Media Renderer Ubiquitous UPnP AV Media Server Ubiquitous UPnP AV Control Point	平成17年6月30日から契約終了日の定めなし。但し、株式会社ルネサステクノロジからの通知により解約されることがある。
Ubiquitous SSL	平成17年6月30日から契約終了日の定めなし。但し、株式会社ルネサステクノロジからの通知により解約されることがある。
Ubiquitous TCP/IP-OS IPv6 (Silver Logo対応)	平成17年6月30日から契約終了日の定めなし。但し、株式会社ルネサステクノロジからの通知により解約されることがある。
Ubiquitous USB Host	平成17年6月30日から契約終了日の定めなし。但し、株式会社ルネサステクノロジからの通知により解約されることがある。
SH7652向けAV系TOEソリューション	平成19年3月30日から契約終了日の定めなし。但し、株式会社ルネサステクノロジからの通知により解約されることがある。

(注) 上記各契約において、当社は、ソフトウェア使用許諾料（契約時一時金及び販売本数に応じたランニング・ロイヤルティ）を収受することとなっております。

(2) 任天堂株式会社に対するソフトウェア使用許諾契約

使用許諾プログラム	契約期間
Ubiquitous TCP/IP Ubiquitous SSL	平成17年8月23日から契約終了日の定めなし。但し、任天堂株式会社からの通知により解約されることがある。

(注) 上記契約において、当社は、ソフトウェア使用許諾料（契約時一時金及び販売本数に応じたランニング・ロイヤルティ）を収受することとなっております。

(3) DTLA加盟契約

平成18年5月9日にDTLA(Digital Transmission Licensing Administrator)との間で加盟契約を締結し、DTCP仕様に関する高度機密情報の提供を受けております。当該情報は、DLNAやIPTVのコンテンツ保護における根幹の技術情報です。

当社は、加盟料として年間当たり14千米ドルを支払っております。

なお、当該情報を当社の責任により漏洩した場合、最大8百万米ドルの制裁金を請求される可能性があります。

(4) Microsoft Corporationからのソフトウェア使用許諾契約

平成18年10月25日にMicrosoft Corporationとの間でWM DRMの使用許諾契約を締結し、ソース・コード及び仕様書等の開示を受けております。

当社はこの契約に伴い、契約一時金10千米ドルを支払っております。

(5) スタンダードマイクロシステムズ株式会社に対するソフトウェア使用許諾契約

使用許諾プログラム	契約期間
Ubiquitous TCP/IP (IPv4) Ver.3本体 Ubiquitous UPnP AV Ubiquitous DTCP-IP Ubiquitous TCP/IP Offload Engine API	平成18年9月15日から契約終了日の定めなし。但し、スタンダードマイクロシステムズ株式会社からの通知により解約されることがある。

(注) 上記契約に関して、当社は、平成19年3月期に受託開発売上高を計上しております。

(6) 松下電器産業株式会社 半導体社に対するソフトウェア使用許諾契約

使用許諾プログラム	契約期間
USB関連ソース・コード Ubiquitous USB Host Ubiquitous マストレージ・クラス・ドライバ Ubiquitous Filesystem Ubiquitous MTP Ubiquitous WMDRM-ND Ubiquitous オーディオ・クラス・ドライバ	平成19年4月16日から契約終了日の定めなし。但し、松下電器産業株式会社半導体社からの通知により解約されることがある。

(注) 上記契約において、当社は、ソフトウェア使用許諾料（契約時一時金及び販売本数又は半導体価格に応じたランニング・ロイヤリティ）を収受することとなっております。

(7) MTMO加盟契約

平成19年8月14日にMTMO(Marlin Trust Management Organization)との間で加盟契約を締結し、Marlin仕様に關する高度機密情報の提供を受けております。当該情報は、IPTVなどのコンテンツ保護における根幹の技術情報です。

当社は、加盟料として年間当たり22千米ドルを支払っております。

なお、当該情報を当社の責任により漏洩した場合、最大8百万米ドルの制裁金を請求される可能性があります。

(8) 資産譲渡契約の締結

平成20年8月28日にエンサーク株式会社との間で資産譲渡契約を締結し、組込みデータベースソフトウェア製品であるDeviceSQLの知的所有権等を譲受しました。購入価格は、定額支払と93,000千円を上限とする売上高比例対価の合計額です。なお、売上高比例対価については、契約条件に従い、2011年9月30日までの売上高に比例して支払が必要となる可能性があります。

6【研究開発活動】

1. 概要

当社の社名ユビキタスが表現しているように、いたるところにネットワークに接続された機器（ネットワーク端末）が存在するユビキタス・ネットワーク社会にするためには、ネットワーク機能が「小さく、軽く、速い」ことが求められます。そのためにはネットワーク端末の構成要素である、ソフトウェアが小さくなければ、メモリが増大し、それが筐体サイズ、価格にまで影響します。

つまり、ソフトウェアの小ささは絶対的価値と考え、必要最小限のメモリ・サイズで、ハードウェアの最大処理性能を提供できるよう、プログラム構造の最適化、必要機能の評価、ハードウェア・デバイス機能の調査などの研究開発活動を、継続して実施しております。

2. 当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）における研究開発活動の成果

当事業年度は、基本製品の機能拡張とプラットフォーム拡大、無線LAN分野における応用開発、デジタル家電向けのソフトウェア開発とモバイル向けへの応用開発に取り組みました。

当社の基本製品であるTCP/IP及びその周辺ソフトウェアについて、機能追加や堅牢性の向上に取り組み、結果としてIPv6ゴールドロゴ（注1）を取得しました。また、対応プラットフォームの拡大を図る一環として、低価格フラッシュ内蔵マイコンを用いた有線LANにおいてもNOE（注2）として簡単に使用できるインターフェースの開発、FPGA上で構成された小型マイコンやIPTV向け大規模LSIのサブマイコンへの応用開発、μiTRON（注3）上で当社ソフトウェアがそのまま動作するソフトウェア構成の開発などを行いました。

無線LAN分野での研究開発は従来進めてきましたが、当事業年度では昨年度開発した無線LAN向けNOEをセンサネットワークに適用する開発を行い、農業分野への応用として農林水産省補助事業の研究開発テーマとしても採択され、研究開発を継続しております。

デジタル家電分野では新たにネットワーク録画向けのコンポーネントの開発を行うとともに、これまでに開発してきたモジュールを携帯機器向けに使用するための開発を行い、Android（注4）向けのDTCP-IP（注5）やiPhoneやデジタルカメラ向けのDLNA（注6）機能などを開発し、当社強みである小さく軽い特徴を生かしやすい分野への展開を図りました。

以上の研究開発により、当事業年度における研究開発費は、113,529千円となりました。

- (注) 1. IPv6ゴールドロゴは、IPv6対応機器がお互いに通信ができることの国際的な機能認証ロゴです。
2. TRONプロジェクトが策定した組込みシステム向けのリアルタイムオペレーティングシステム(OS)の仕様をいいます。
3. NOEは、Network Offload Engineの略であり、メインCPUとは別のネットワークを分担するCPUやその機能をいいます。
4. Androidは、Googleがオープンソースで開発している携帯機器向けのOSです。
5. DTCP-IPは、DTLA社により規格化されたコンテンツ保護規格です。DTCPそのものは、当初IEEE1394などのデジタルインターフェースに搭載されていましたが、これを一部変更してIPネットワーク上に拡張したものがDTCP-IPです。
6. DLNAは、Digital Living Network Allianceの略であり、パソコンやデジタル家電機器をネットワークでつなぐ際の約束事のことです。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、減価償却資産の耐用年数の決定、引当金の計上等の重要な会計方針に関する見積り及び判断を行っております。当社経営陣は、過去の実績や状況に応じて合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、それらに対して継続して評価を行っております。また、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

① 売上高

売上高は、前事業年度比7.6%増の945,591千円となりました。この増収は、主としてゲーム関連における任天堂株式会社に対する売上高、及び当事業年度より開始したデータベース事業における売上高によるものです。ゲーム関連の増収は、ニンテンドーDSのWi-fi対応ゲームソフトウェアの販売が好調だったためです。形態別に見ると、ソフトウェア使用許諾売上高が802,757千円（売上高合計の84.9%）、サポート売上高が64,834千円（売上高合計の6.9%）、ソフトウェア受託開発売上高が78,000千円（売上高合計の8.2%）でした。また、分野別に見ますと、ゲーム関連が710,333千円（売上高合計の75.1%）、デジタル家電関連が106,683千円（売上高合計の11.3%）、データベース関連が88,936千円（売上高合計の9.4%）、ワイヤレス関連及びその他が39,637千円（売上高合計の4.2%）でした。任天堂株式会社に対する売上高は、前事業年度比3.5%増の710,333千円となりましたが、売上高全体が伸びたため、その売上高比は前事業年度の78.1%から75.1%に低下しました。

② 営業利益

営業利益は、前事業年度比19.0%減の373,996千円となりました。また、営業利益率は前事業年度の52.5%から39.6%へと低下しております。これは、主として期中平均従業員数が前事業年度の15.5名から25.8名に増加したことによる人件費の増加と、これに伴う経費の増加によるものです。人員の増加の中心は、期中に開始した組込データベース事業のためのものです。

③ 経常利益

経常利益は、前事業年度比32.0%減の298,671千円となりました。営業外収益として、預金利息など12,604千円を計上しましたが、営業外費用として87,929千円を計上した結果です。営業外費用の内訳は、保有する有価証券の時価の下落による有価証券評価損63,250千円、同有価証券の償還に伴う有価証券償還損24,223千円、支払利息331千円などです。

④ 税引前当期純利益

税引前当期純利益は、前事業年度比58.8%減の181,094千円となりました。これは、保有する時価のある投資有価証券について、当債券の時価の急激な下落等を考慮して、第3四半期において当該債券を売却し、特別損失として投資有価証券売却損47,793千円を計上したこと、及び当社が保有するアクアキャスト株式会社及び株式会社イーラボ・エクスペリエンスの非上場株式について減損処理を行い、投資有価証券評価損として78,241千円を特別損失に計上したことによるものです。

⑤ 当期純利益

以上の結果、当期純利益は、前事業年度比59.3%減の105,307千円となりました。

(3) 当事業年度の財政状態の分析

① 流動資産

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末比178,873千円増の729,630千円となりました。これは主として、繰延税金資産の減少9,300千円、及び有価証券の減少100,000千円があったものの、売上債権の増加74,213千円、及び有価証券及び投資有価証券の売却代金等による普通預金の増加212,852千円等によるものです。

② 固定資産

当事業年度末の固定資産は、前事業年度比274,173千円減の994,075千円となりました。

(有形固定資産)

当事業年度末の有形固定資産は、前事業年度比23,114千円増の42,883千円となりました。これは主として、人員増による本社の増床に伴う、建物及び工具、器具及び備品の増加30,877千円によるものです。

(無形固定資産)

当事業年度末の無形固定資産は、前事業年度比108,153千円増の124,659千円となりました。これは主として、販売用ソフトウェアの取得120,189千円によるものです。

(投資その他の資産)

当事業年度末の投資その他の資産は、前事業年度比405,440千円減の826,532千円となりました。これは主として、繰延税金資産の増加33,565千円があったものの、投資有価証券の売却及び減損処理による減少439,005千円によるものです。

以上により、当事業年度末の総資産は、前事業年度末比95,299千円減の1,723,706千円となりました。

③ 負債の部及び純資産の部

借入金は短期、長期ともにありません。

純資産は、前事業年度末より24,451千円減少して、1,658,544千円となりました。また、自己資本比率は、前事業年度末の92.5%から96.2%に上昇しました。

(4) 当事業年度のキャッシュ・フローの分析

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前事業年度比95.8%増の438,825千円となりました。営業活動の結果獲得した資金は、前事業年度比8.1%減の192,798千円、投資活動の結果獲得した資金は149,813千円（前事業年度は1,320,606千円の使用）、財務活動の結果支出した資金は127,874千円（前事業年度は482,653千円の収入）となりました。

なお、キャッシュ・フローの詳細は、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資総額は153,429千円であり、その主な内訳は市場販売目的のソフトウェア取得120,189千円、及び本社増床における固定資産取得30,877千円です。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりです。

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア 等 (千円)	差入保証金 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	事務所及び 研究開発施設	16,364	26,519	121,546	62,804	227,234	30

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. ソフトウェア等には、ソフトウェアとソフトウェア仮勘定が含まれております。

3. 建物は賃借しており、年間賃借料は75,019千円です。

3【設備の新設、除却等の計画】

平成21年3月31日現在において、重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	312,000
計	312,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （平成21年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成21年6月22日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	83,500	83,630	ジャスダック証券取引所 （NEO）	当社は単元株制度は採用していません。
計	83,500	83,630	—	—

(注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	200	175
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000	1,750
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月1日 至 平成24年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
 - ③ 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において以下の定めがなされた場合に限り、完全親会社に新株予約権を継承することができる。
- ① 承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数
完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。
 - ② 承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継後払込価額} = \text{承継前払込価額} \times (1 \div \text{当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率})$$
 - ③ 承継する新株予約権の行使期間
当初の権利行使期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から当初権利行使期間の満了日までとする。
 - ④ 承継する新株予約権の行使の条件及び消却
当初条件どおりとする。
3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。
平成18年6月30日開催の定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	380	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,800	3,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。
3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

平成18年10月30日開催の臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	75	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会 の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。
- ② 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
- ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

平成20年6月20日開催の定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	835
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	835
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	39,613
新株予約権の行使期間	—	自 平成22年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 39,613 資本組入額 19,807
新株予約権の行使の条件	—	(注) 1.
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡については取締役会 の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 2.

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
 - ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日以後において各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日より1年間は、全体の割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 本新株予約権の割当日の翌日より3年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計50%に達するまで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 本新株予約権の割当日の翌日より4年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計75%に達するまで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 本新株予約権の割当日の翌日より5年間経過した日以降は、全体の割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換又は株式移転の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「完全親会社」という。）の新株予約権を以下の条件により交付するものとする。
- ① 交付する完全親会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である株式の種類
完全親会社の普通株式
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
上記新株予約権の目的である株式の数に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社の株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(承継後行使価額)
承継後行使価額 = 承継前行使価額 ÷ 割当比率
- ⑤ 新株予約権の行使期間
株式交換又は株式移転の効力発生日より、当初権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 権利行使の条件及び取得条項
当初条件に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年12月1日 (注) 1	180	780	225,000	255,000	225,000	225,000
平成16年12月24日 (注) 2	7,020	7,800	—	255,000	—	225,000
平成19年6月18日 (注) 2	70,200	78,000	—	255,000	—	225,000
平成19年11月13日 (注) 3	5,500	83,500	254,375	509,375	254,375	479,375

(注) 1. 有償第三者割当増資であり、発行価格は2,500,000円、資本組入額は1,250,000円、割当先は野村證券株式会社、ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合、丸紅株式会社、ミレニア二千投資事業有限責任組合、伊藤忠商事株式会社、株式会社ルネサステクノロジ、ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合、三菱商事株式会社、ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合です。

2. 株式分割を1：10の割合で実施しました。

3. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 100,000円

引受価額 92,500円

資本組入額 46,250円

払込金総額 508,750千円

4. 平成21年4月1日から平成21年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が130株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,625千円増加しています。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	4	13	53	7	7	6,008	6,092	—
所有株式数 (株)	—	753	870	1,625	223	56	79,973	83,500	—
所有株式数の割合 (%)	—	0.90	1.04	1.95	0.27	0.07	95.77	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

平成21年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
末松 亜斗夢	東京都千代田区	14,665	17.56
鈴木 仁志	東京都世田谷区	14,665	17.56
中山 佳久	川崎市幸区	11,165	13.37
川内 雅彦	東京都多摩市	3,000	3.59
麻生 博文	東京都渋谷区	3,000	3.59
黒田 賢	東京都杉並区	1,957	2.34
長谷川 和宏	川崎市多摩区	1,654	1.98
ユビキタス従業員持株会	東京都新宿区西新宿1-25-1	1,598	1.91
ジャフコV1-B号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	767	0.91
ミレニア二千投資事業有 限責任組合	東京都千代田区丸の内1-9-1	756	0.90
計	—	53,227	63.74

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年 3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 83,500	83,500	完全議決権株式であり 権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	83,500	—	—
総株主の議決権	—	83,500	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定及び会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、以下のとおりです。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権
(平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議)

決議年月日	平成16年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権
(平成18年6月30日開催の定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権
(平成18年10月30日開催の臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

(平成20年 6 月20日開催の定時株主総会決議)

決議年月日	平成20年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数 (名)	従業員 16
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上 (注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込価額で新株式の発行又は自己株式の処分 (新株予約権の行使による場合を除く。) を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、新株予約権の割当日後に株式分割 (無償割当を含む。) 又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価格の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとします。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めておりますが、事務コストの観点から中間配当は実施せず、期末配当に一本化する方針です。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

また、上場時に配当性向50%の配当政策を掲げ、平成20年3月期はその方針通りに実施し、また、当事業年度においては、平成21年6月19日開催の定時株主総会の決議に基づき、配当性向を50%とし1株当たり630円、総額52,605千円の配当を実施いたしました。

しかしながら、平成20年10月頃からの経済危機の影響により、当社の受注にも悪影響が出ております。近時において、資金の問題に起因して経営破綻に至る企業が多いことを鑑みますと、経営安定化のためには、平時のそれを超えた手元資金の充実が必要であると考えます。つきましては、はなはだ不本意ではございますが、平成22年3月期以降、当面、無配とさせていただきますたく存じます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	—	—	—	514,000	247,000
最低(円)	—	—	—	159,000	27,800

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所NEOにおけるものです。

なお、平成19年11月13日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	59,600	47,750	49,500	46,800	40,100	36,000
最低(円)	36,400	37,400	38,800	39,000	27,800	28,310

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所NEOにおけるものです。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		川内 雅彦	昭和30年2月12日生	昭和55年4月 アルプス電気株式会社入社 昭和63年4月 Alps Electric (USA) Inc.出向 平成12年5月 マイクロソフトPDL入社 アジア地区担当ビジネス開発マネージャー 平成17年3月 当社入社 平成17年9月 当社最高マーケティング責任者 平成17年10月 当社取締役最高マーケティング責任者 平成19年1月 当社常務取締役最高マーケティング責任者 平成19年4月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 2	3,000
専務取締役	最高技術責任者	鈴木 仁志	昭和33年3月31日生	昭和57年3月 株式会社アスキー入社 平成元年4月 同社システム開発部部长 平成2年4月 同社理事 平成12年10月 マイクロソフト株式会社入社 平成13年5月 当社設立 取締役最高技術責任者 平成17年9月 当社専務取締役最高技術責任者（現任）	(注) 2	14,665
取締役	最高財務責任者兼 管理部長	家高 朋之	昭和41年12月16日生	平成3年8月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア）入社 平成7年5月 プライス・ウォーターハウス・コンサルタント株式会社（現IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社）入社 平成9年6月 公認会計士登録 平成9年9月 ウェブ・ティービー・ネットワークス株式会社入社 平成12年6月 株式会社ポストンコンサルティンググループ入社 平成14年5月 株式会社NTTデータ経営研究所入社 平成16年9月 ボーダフォン株式会社（現ソフトバンクモバイル株式会社）入社 平成17年10月 同社 法人事業統括本部事業企画部担当部長 平成18年11月 当社監査役 平成20年6月 当社取締役最高財務責任者 平成21年2月 当社取締役最高財務責任者兼管理部長（現任）	(注) 2	—
取締役	事業本部長兼開発部長	三原 寛司	昭和39年7月31日生	昭和62年4月 ソニー株式会社入社 平成15年11月 同社ホームエレクトロニクスネットワークカンパニー統括課長 平成16年9月 マイクロソフト株式会社入社 デジタルメディアチーム マネージャ 平成19年2月 当社入社 マーケティング部門ディレクター 平成19年5月 当社取締役最高マーケティング責任者 平成21年2月 当社取締役事業本部長兼開発部長（現任）	(注) 2	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤 監査役		大貫 篤志	昭和43年9月7日生	平成2年10月 監査法人トーマツ入社 平成7年3月 公認会計士登録 平成15年3月 株式会社シコー技研 監査役 平成16年1月 同社 取締役 平成17年9月 当社監査役 平成21年4月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	25
監査役		麻生 博文	昭和39年10月14日生	昭和57年10月 陸上自衛隊入隊 昭和63年9月 サンワ・等松青木監査法人（現 監査法人トーマツ）入社 平成5年3月 公認会計士登録 平成9年7月 スターバックスコーヒージャパン株式会社入社 平成13年3月 同社 オフィサー・管理部門長 平成17年9月 当社入社 最高財務責任者 平成17年10月 当社取締役最高財務責任者 平成20年6月 当社常勤監査役 平成21年4月 当社監査役（現任）	(注) 3	2,089
監査役		三輪 忠司	昭和45年5月19日生	平成7年4月 株式会社東芝入社 平成16年10月 司法書士法人鶴屋町合同事務所入所 平成18年10月 谷口咲司法書士事務所入所 平成19年5月 司法書士登録 平成19年5月 司法書士鈴木昇事務所入所 平成19年12月 司法書士三輪忠司事務所開設 代表（現任） 平成20年6月 当社監査役（現任）	(注) 3	—
計						19,789

- （注） 1. 監査役 大貫篤志氏及び三輪忠司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
2. 平成21年6月19日より2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
3. 平成20年6月20日より4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
4. 平成19年8月31日より4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、コーポレート・ガバナンスを、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的向上と社会からの信頼獲得のために企業活動を規律する枠組みであると考えております。社会にとって価値ある企業となるために、今後もコーポレート・ガバナンスの維持・強化を図って参ります。

① 会社の機関の内容

当社は、取締役会設置会社です。取締役会は少なくとも月1回開催し、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

当社の規模、組織の状況及び開催の機動性を考慮し、取締役会は4名の常勤取締役で構成されております。

また、当社は、監査役会設置会社であり、3名の監査役を選任しております。うち2名は社外監査役です。監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。

② 内部統制システムの整備及び運用状況

当社は、企業倫理の確立による健全な事業活動に向け取り組んでおります。「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス事務局を置き、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めております。なお、当社におけるコンプライアンス取組みに関する決定及び進捗状況の管理は取締役会が行っており、統括責任者は代表取締役社長です。

また、業務運営を適切かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定や業務実施に関する各種社内規程を定め、職務権限の明確化と適切な内部牽制が機能する体制を整備しております。財務報告の適正性確保のための体制の整備として、「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努めております。

さらに、これらの内部統制が有効に機能していることを確かめるため、代表取締役社長自身又はその指名する者により、「内部監査規程」に基づき業務全般に関して、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等について、定期的に内部監査を実施しております。なお、内部監査の結果は、監査役及び監査法人とも共有され、監査活動の効率化を図っております。

③ リスク管理体制の整備の状況

リスクコントロールによる経営の健全化と収益基盤の安定化は当社の重要課題であるため、法律事務所と顧問契約を結び、必要に応じて法律問題全般について助言・指導を受けております。

④ 役員報酬の内容

取締役年間報酬額 5名 77,187千円

監査役年間報酬額 4名 16,125千円（うち社外監査役3名 9,375千円）

⑤ 会計監査の状況

会計監査業務を執行した公認会計士は、監査法人トーマツに所属する浅枝芳隆氏及び津田英嗣氏であり、当社に対する継続監査年数はいずれも7年以内です。なお、当該監査責任者のほか、12名の監査補助者により会計監査が実施されております。

⑥ 内部監査及び監査役監査の状況

代表取締役社長自身又は社長の指名する者が随時、会計伝票、勤務管理表の通査等の内部監査を実施しております。監査役監査については、会計、法律及びリスクマネジメント全般に精通した公認会計士資格を有する社外監査役を選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。また、監査役、監査法人及び内部監査人は適宜会合をもち情報を交換しております。

⑦ 社外監査役との関係

社外監査役2名のうち1名は、当社新株予約権を保有しておりますが、その他に人的・資本的關係及び取引關係その他の利害關係はありません。

⑧ 責任限定契約

会社法第427条第1項に基づき、当社と社外監査役2名とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と会社法第425条第1項の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

ア. 自己株式取得に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

イ. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めています。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものです。

ウ. 監査役の責任免除

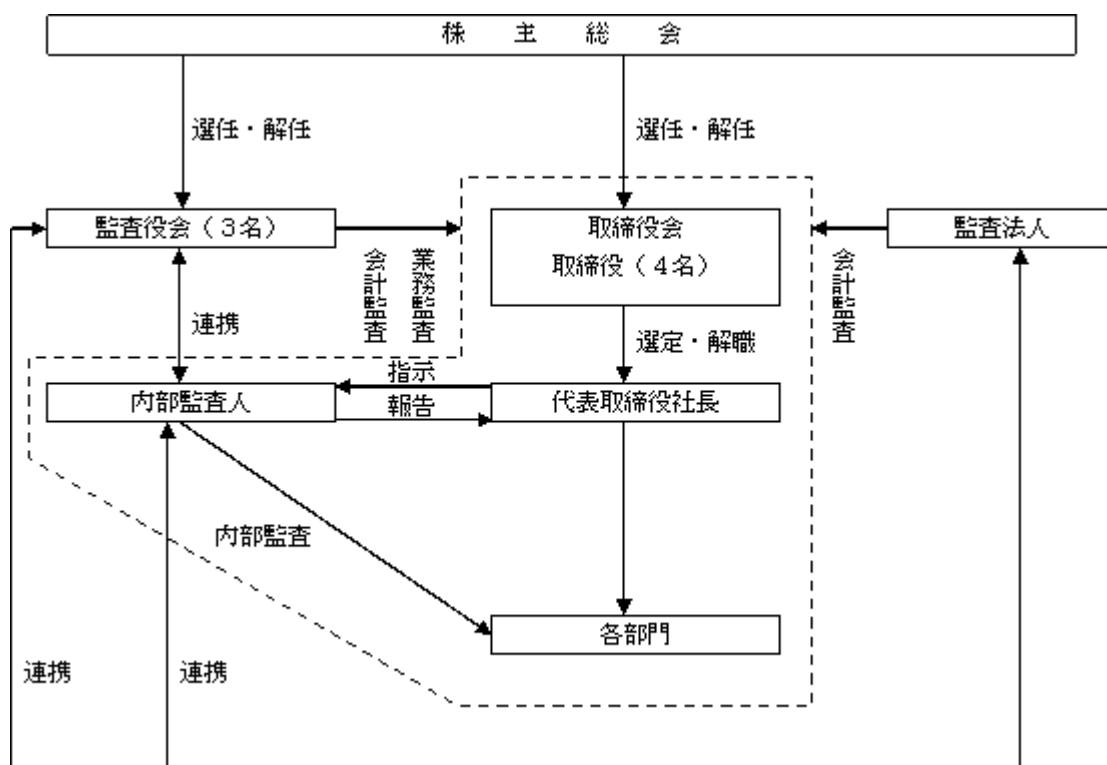
当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めています。これは、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものです。

エ. 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。



(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
—	—	18,000	650

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対し報酬を支払っている非監査業務の内容は以下のとおりです。

前事業年度 上場申請書類等作成に関する助言・指導業務についての対価

当事業年度 財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務についての対価

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	224,088	438,825
売掛金	198,235	270,681
有価証券	100,000	—
前払費用	14,035	13,519
繰延税金資産	12,083	2,782
その他	4,082	3,822
貸倒引当金	△1,768	—
流動資産合計	550,757	729,630
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,892	20,837
減価償却累計額	△2,002	△4,472
建物（純額）	5,889	16,364
工具、器具及び備品	19,286	38,957
減価償却累計額	△5,406	△12,438
工具、器具及び備品（純額）	13,879	26,519
有形固定資産合計	19,768	42,883
無形固定資産		
ソフトウェア	13,355	99,578
ソフトウェア仮勘定	—	21,967
商標権	3,150	3,113
無形固定資産合計	16,506	124,659
投資その他の資産		
投資有価証券	565,964	126,958
長期預金	600,000	600,000
差入保証金	62,804	62,804
繰延税金資産	3,204	36,769
投資その他の資産合計	1,231,973	826,532
固定資産合計	1,268,249	994,075
資産合計	1,819,006	1,723,706
負債の部		
流動負債		
未払金	4,510	11,982
未払費用	5,859	4,115
未払法人税等	101,439	7,918
未払消費税等	13,585	2,135
前受金	—	33,444
未払配当金	—	1,884
預り金	4,055	3,680
賞与引当金	6,560	—
流動負債合計	136,010	65,161
負債合計	136,010	65,161

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年 3 月31日)	当事業年度 (平成21年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	509,375	509,375
資本剰余金		
資本準備金	479,375	479,375
資本剰余金合計	479,375	479,375
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	694,245	669,794
利益剰余金合計	694,245	669,794
株主資本合計	1,682,995	1,658,544
新株予約権	—	—
純資産合計	1,682,995	1,658,544
負債純資産合計	1,819,006	1,723,706

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売上高		
ソフトウェア使用許諾売上高	737,634	802,757
サポート売上高	31,500	64,834
ソフトウェア受託開発売上高	109,578	78,000
売上高合計	878,713	945,591
売上原価	69,976	141,758
売上総利益	808,736	803,832
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	31	—
役員報酬	95,230	70,032
給料及び手当	57,389	85,149
賞与引当金繰入額	2,033	—
法定福利費	10,395	12,141
減価償却費	2,325	4,312
不動産賃借料	12,217	33,519
支払手数料	55,582	71,827
消耗品費	4,420	7,988
研究開発費	※1 82,473	※1 113,529
その他	25,034	31,336
販売費及び一般管理費合計	347,132	429,836
営業利益	461,603	373,996
営業外収益		
受取利息	4,773	4,799
有価証券利息	511	7,804
雑収入	—	0
営業外収益合計	5,285	12,604
営業外費用		
支払利息	1,431	331
株式交付費	14,001	—
株式上場関連費用	12,094	—
有価証券償還損	—	24,223
有価証券評価損	—	63,250
為替差損	—	124
営業外費用合計	27,527	87,929
経常利益	439,361	298,671

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	1,768
新株予約権戻入益	—	6,689
特別利益合計	—	8,457
特別損失		
投資有価証券売却損	—	47,793
投資有価証券評価損	—	78,241
特別損失合計	—	126,034
税引前当期純利益	439,361	181,094
法人税、住民税及び事業税	181,806	100,050
法人税等調整額	△1,447	△24,264
法人税等合計	180,359	75,786
当期純利益	259,002	105,307

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 2	—	—	695	0.2
II 人件費		119,840	76.7	189,103	62.6
III 経費		36,388	23.3	112,237	37.2
小計		156,229	100.0	302,036	100.0
期首仕掛品棚卸高		2,863		—	
合計	※ 3	159,093		302,036	
期末仕掛品棚卸高		—		—	
他勘定振替高		89,116		160,277	
当期売上原価		69,976		141,758	

(注) 1. 原価計算の方法は、次のとおりです。

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
プロジェクト別個別原価計算	同左

※ 2. 経費のうち主な費目は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	金額 (千円)	金額 (千円)
有形固定資産減価償却費	2,412	6,099
無形固定資産減価償却費	8,024	33,718
不動産賃借料	12,862	41,500
諸会費	5,102	5,225
消耗品費	3,747	8,612

※ 3. 他勘定振替高の内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	金額 (千円)	金額 (千円)
販売活動等に係る人件費を販売 費及び一般管理費へ振替	2,595	11,590
研究開発費を販売費及び一般管 理費へ振替	82,473	113,529
ソフトウェア仮勘定へ振替	4,047	35,157

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	255,000	509,375
当期変動額		
新株の発行	254,375	—
当期変動額合計	254,375	—
当期末残高	509,375	509,375
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	225,000	479,375
当期変動額		
新株の発行	254,375	—
当期変動額合計	254,375	—
当期末残高	479,375	479,375
資本剰余金合計		
前期末残高	225,000	479,375
当期変動額		
新株の発行	254,375	—
当期変動額合計	254,375	—
当期末残高	479,375	479,375
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	435,243	694,245
当期変動額		
剰余金の配当	—	△129,759
当期純利益	259,002	105,307
当期変動額合計	259,002	△24,451
当期末残高	694,245	669,794
利益剰余金合計		
前期末残高	435,243	694,245
当期変動額		
剰余金の配当	—	△129,759
当期純利益	259,002	105,307
当期変動額合計	259,002	△24,451
当期末残高	694,245	669,794
株主資本合計		
前期末残高	915,243	1,682,995
当期変動額		
新株の発行	508,750	—
剰余金の配当	—	△129,759
当期純利益	259,002	105,307
当期変動額合計	767,752	△24,451
当期末残高	1,682,995	1,658,544

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
新株予約権		
前期末残高	—	—
当期変動額		
新株予約権の発行	—	6,689
新株予約権の失効	—	△6,689
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
純資産合計		
前期末残高	915,243	1,682,995
当期変動額		
新株の発行	508,750	—
剰余金の配当	—	△129,759
当期純利益	259,002	105,307
当期変動額合計	767,752	△24,451
当期末残高	1,682,995	1,658,544

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	439,361	181,094
減価償却費	12,762	44,130
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	31	△1,768
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,560	△6,560
株式報酬費用	—	6,689
新株予約権戻入益	—	△6,689
有価証券償還損益 (△は益)	—	24,223
有価証券評価損益 (△は益)	—	63,250
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	47,793
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	78,241
受取利息	△4,773	△4,799
有価証券利息	△511	△7,804
支払利息	1,431	331
売上債権の増減額 (△は増加)	△59,402	△72,445
たな卸資産の増減額 (△は増加)	2,863	—
未払金の増減額 (△は減少)	△17,823	7,471
未払費用の増減額 (△は減少)	1,849	△1,744
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△3,347	△11,449
預り金の増減額 (△は減少)	1,775	△374
前受金の増減額 (△は減少)	—	33,444
株式交付費	14,001	—
株式上場関連費用	12,094	—
その他	△10,828	△1,511
小計	396,043	371,522
利息の受取額	1,894	13,981
利息の支払額	△1,431	△331
法人税等の支払額	△186,750	△192,374
営業活動によるキャッシュ・フロー	209,756	192,798
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,960	△32,616
無形固定資産の取得による支出	△8,012	△142,781
有価証券の取得による支出	△100,000	—
有価証券の償還による収入	—	12,526
投資有価証券の取得による支出	△566,008	—
投資有価証券の売却による収入	—	312,684
長期性預金の預入による支出	△600,000	—
差入保証金の差入による支出	△41,624	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,320,606	149,813

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	150,000
短期借入金の返済による支出	—	△150,000
株式の発行による収入	494,748	—
株式上場関連費用の支出	△12,094	—
配当金の支払額	—	△127,874
財務活動によるキャッシュ・フロー	482,653	△127,874
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△628,196	214,736
現金及び現金同等物の期首残高	852,285	224,088
現金及び現金同等物の期末残高	※ 224,088	※ 438,825

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、複合金融商品については、組込デリバティブを区別して測定することができないため、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	仕掛品 個別法による原価法によっております。	仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。 （会計方針の変更） 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数は建物8年、工具、器具及び備品3～8年です。 (2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェアについては、見積販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と販売可能期間（3年）に基づく定額償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。 社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～3年）に基づく定額法により償却しております。 商標権については、10年間に亘る定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 なお、耐用年数は建物8年、工具、器具及び備品2～8年です。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 同左 同左
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	—	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する業績連動型決算賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属すべき額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、当事業年度における計上額はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に対する業績連動型決算賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属すべき額を計上しております。 なお、当事業年度における計上額はありません。
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【注記事項】

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1. 一般管理費に含まれる研究開発費は、82,473千円です。	※1. 一般管理費に含まれる研究開発費は、113,529千円です。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,800	75,700	—	83,500
合計	7,800	75,700	—	83,500

(注) 1. 自己株式は取得・保有していません。

2. 平成19年6月18日付の1株を10株とする株式分割により、株式数が70,200株増加しております。

3. 平成19年11月13日付の公募増資により、株式数が5,500株増加しております。

2. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額
該当事項はありません。

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	129	利益剰余金	1,554	平成20年3月31日	平成20年6月23日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式 数 (株)	当事業年度増加株 式数 (株)	当事業年度減少株 式数 (株)	当事業年度末株式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	83,500	—	—	83,500
合計	83,500	—	—	83,500

(注) 自己株式は取得・保有しておりません。

2. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	129	1,554	平成20年3月31日	平成20年6月23日

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	52	利益剰余金	630	平成21年3月31日	平成21年6月22日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在) (千円)	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 224,088	現金及び預金勘定 438,825
現金及び現金同等物 224,088	現金及び現金同等物 438,825

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社はリース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(有価証券関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	非上場外国債券	201,100	201,100	—
合計		201,100	201,100	—

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券 (複合金融商品)	100,000	100,000	—
合計		100,000	100,000	—

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	364,864

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
1. 満期保有目的の債券 非上場外国債券	—	200,000
2. その他 債券 (複合金融商品)	100,000	—
合計	100,000	200,000

当事業年度（平成21年3月31日現在）

1. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	売却原価（千円）	売却額（千円）	売却損益（百万円）
非上場外国債券	200,813	153,020	47,793
売却理由	経済や債券市場の状況、及び当債券の急激な下落を考慮して売却いたしました。		

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
159,664	—	—

3. 当事業年度中に償還したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

償還額（千円）	償還益の合計額（千円）	償還損の合計額（千円）
12,526	—	24,223

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	126,958

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(1) 取引の内容 余剰資金の運用のため、複合金融商品を利用して おります。 (2) 取引に関する取組方針 デリバティブ取引につきましては、基本的にはリ スクの高い投機的な取引は行わない方針です。また 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ 可能性がある金融商品を購入する場合は、社内で十 分協議を行うこととしております。 (3) 取引の利用目的 デリバティブ取引は、余剰資金運用を目的に利用 いたしました。なお、利用したデリバティブ取引に ついてヘッジ会計は行っておりません。 (4) 取引に係るリスクの内容 当社が利用しているデリバティブ取引は、一般的 な市場リスクを有しております。 (5) 取引に係る管理体制 デリバティブ取引を含んだ金融商品の運用方針に ついて取締役会で定めたルールに従い、厳格に運用 しております。	(1) 取引の内容 同左 (2) 取引に関する取組方針 同左 (3) 取引の利用目的 同左 (4) 取引に係るリスクの内容 同左 (5) 取引に係る管理体制 同左

2. 取引の時価等に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
複合金融商品の取引の時価等に関する事項は、(有価証券関係)「2. その他有価証券で時価のあるもの」に記載しております。	期末残高がないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 3名	当社従業員 14名	当社監査役 2名
ストック・オプション数	普通株式 2,000株	普通株式 4,000株	普通株式 750株
付与日	平成17年10月3日及び 平成17年12月19日	平成18年7月3日、 平成18年11月1日及び 平成19年3月30日	平成18年11月1日
権利確定条件	付与日から権利確定日< (注)1>まで継続して勤 務していること	付与日から権利確定日< (注)2>まで継続して勤 務していること	付与日から権利確定日< (注)2>まで継続して勤 務していること
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで	付与日から権利確定日まで	付与日から権利確定日まで
権利行使期間	平成19年1月1日から 平成24年12月31日まで	平成21年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成27年3月31日まで

(注) 1. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

- ① 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

- ① 本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

3. 平成19年6月18日付で1株を10株とする株式分割を行ったことから、上記ストック・オプション数について所要の調整を行っております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	2,000	4,000	750
付与	—	—	—
失効	—	200	—
権利確定	—	—	—
未確定残	2,000	3,800	750

② 単価情報

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25,000	35,000	35,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストックオプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位あたりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、収益還元方式及び取引事例法の折衷法によっております。

3. 当事業年度末における本源的価値

当事業年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額は、1,251,400千円です。

4. 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

該当事項はありません。

6. 財務諸表への影響額

財務諸表への影響はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

売上原価 6,237千円
販売費及び一般管理費 452千円

2. スtock・オプションの権利不行使による失効に係る当事業年度における収益計上額及び科目名

新株予約権戻入益 6,689千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回・第2回 スtock・オプション	第3回・第4回・第6回 スtock・オプション	第5回 スtock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 3名	当社従業員 14名	当社監査役 2名
スtock・オプション数	普通株式 2,000株	普通株式 4,000株	普通株式 750株
付与日	平成17年10月3日及び 平成17年12月19日	平成18年7月3日、 平成18年11月1日及び 平成19年3月30日	平成18年11月1日
権利確定条件	付与日から権利確定日< (注) 1>まで継続して勤 務していること	付与日から権利確定日< (注) 2>まで継続して勤 務していること	付与日から権利確定日< (注) 2>まで継続して勤 務していること
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで	付与日から権利確定日まで	付与日から権利確定日まで
権利行使期間	平成19年1月1日から 平成24年12月31日まで	平成21年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成27年3月31日まで

(注) 1. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

- ① 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

- ① 本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

3. 平成19年6月18日付で1株を10株とする株式分割を行ったことから、上記スtock・オプション数について所要の調整を行っております。

	第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名
ストック・オプション数	普通株式 355株
付与日	平成20年7月1日
権利確定条件	付与日から権利確定日< (注)4>まで継続して勤務していること
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで
権利行使期間	平成22年7月1日から 平成28年6月30日まで

(注) 4. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 本新株予約権の割当日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 本新株予約権の割当日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 本新株予約権の割当日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 本新株予約権の割当日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	2,000	3,800	750	—
付与	—	—	—	355
失効	—	—	—	355
権利確定	1,000	—	—	—
未確定残	1,000	3,800	750	—
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	1,000	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	1,000	—	—	—

② 単価情報

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25,000	35,000	35,000	167,300
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (注) (円)	—	—	—	ア. 75,088 イ. 78,131 ウ. 80,899 エ. 83,424

(注) ア.～エ. は、上記3.(1) ストックオプションの内容 (注)4. の権利確定条件及び対象勤務期間のア.～エ. に対応しています。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回から第6回ストック・オプションについては、ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストックオプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位あたりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、収益還元方式及び取引事例法の折衷法によっております。

当事業年度において付与された第7回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	第7回 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	74%
予想残存期間 (注) 2	5年、5.5年、6年、6.5年
予想配当 (注) 3	1,554円/株
無リスク利子率(注) 4	1.03%

(注) 1. 株式公開日から付与日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成20年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りによっております。

5. 当事業年度末における本源的価値

第1回から第6回ストック・オプションの当事業年度末における本源的価値の合計額は、0円です。

6. 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

7. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生の原因別の内訳 (千円) 未払事業税否認 8,255 減価償却費損金算入限度超過額 3,548 賞与引当金繰入限度超過額 2,669 投資有価証券評価損否認 — その他 813 繰延税金資産合計 <u>15,287</u>	1. 繰延税金資産の発生の原因別の内訳 (千円) 未払事業税否認 1,392 減価償却費損金算入限度超過額 5,915 賞与引当金繰入限度超過額 — 投資有価証券評価損否認 31,836 その他 406 繰延税金資産合計 <u>39,551</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	20,155.63円	1株当たり純資産額	19,862.80円
1株当たり当期純利益金額	3,233.33円	1株当たり当期純利益金額	1,261.16円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	3,145.03円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	1,200.71円
当社は、平成19年6月18日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。			
1株当たり純資産額	11,733.89円		
1株当たり当期純利益金額	3,130.73円		

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	259,002	105,307
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	259,002	105,307
期中平均株式数(株)	80,104	83,500
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	2,249	4,204
(うち新株予約権)	(2,249)	(4,204)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	第7回定時株主総会(平成20年6月20日)決議による(新株予約権の数355個)普通株式355株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
平成20年6月20日開催の定時株主総会において、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること及び当該新株予約権の募集要項の決定を取締役に委任することが決議され、その概要は下記のとおりです。 (1) 新株予約権の割当対象者 当社の取締役及び従業員 (2) 新株予約権の数の上限 1,600個を上限とする。 (3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭 新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないものとする。 (4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1株とする。なお、新株予約権の目的である株式の数は、当社普通株式1,600株を上限とする (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額に付与株式数を乗じて得られた額とする。当該払込価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値（気配表示を含む）の平均値に1.05を乗じて得た価額とする。但し、当該価額が新株予約権の割当日の前日の終値を下回る場合は、新株予約権の割当日の前日の終値とする。	平成21年5月15日開催の取締役会において、第7期定時株主総会で承認されました「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」について、具体的な発行内容が決議され、その概要は以下のとおりです。 (1) 新株予約権の発行日 平成21年5月15日 (2) 新株予約権の発行数 835個（各新株予約権1個当たりの株式数1株） (3) 新株予約権の発行価額 金銭の払込みを要しない (4) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 835株 (5) 新株予約権の行使に際しての払込金額 1株当たり 39,613円 (6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 33,076,855円 (7) 新株予約権の行使期間 平成22年7月1日から平成28年6月30日まで (8) 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組入れない額 16,538,010円（1株につき19,806円） (9) 新株予約権の割当対象者数 当社の従業員16名 詳細については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（8）ストックオプション制度の内容 平成20年6月20日開催の定時株主総会決議」に記載のとおりです。

⑤【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
投資 有価証券	その他 有価証券	株式会社アクアキャスト	2,000	110,000
		株式会社イーラボ・エクスペリエンス	1,380	16,958
計			3,380	126,958

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末 残高（千 円）
有形固定資産							
建物	7,892	12,944	—	20,837	4,472	2,469	16,364
工具、器具及び備品	19,286	19,671	—	38,957	12,438	7,031	26,519
有形固定資産計	27,179	32,616	—	59,794	16,911	9,501	42,883
無形固定資産							
ソフトウェア	28,358	120,519	19,133	129,745	30,166	34,297	99,578
ソフトウェア仮勘定	—	35,157	13,189	21,967	—	—	21,967
商標権	3,287	294	—	3,581	468	331	3,113
無形固定資産計	31,646	155,971	32,323	155,294	30,634	34,628	124,659

（注）当期増加額・減少額のうち主なものは次のとおりです。

建物	増加額	本社増床関係	12,944千円
工具、器具及び備品	増加額	本社増床関係	17,932千円
ソフトウェア	増加額	販売用ソフトウェア取得、開発	120,189千円
	減少額	償却完了	19,133千円
ソフトウェア仮勘定	増加額	販売用ソフトウェアの開発	35,157千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金	1,768	—	—	1,768	—
賞与引当金	6,560	—	6,560	—	—

（注） 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額です。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
預金	
普通預金	438,825
合計	438,825

② 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
任天堂株式会社	165,779
住友電工ネットワークス株式会社	41,643
オリンパスイメージング株式会社	22,890
スカパーJ S A T株式会社	15,592
シャープ株式会社	6,650
その他	18,125
合計	270,681

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	次期繰越高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
198,235	943,817	871,372	270,681	76.3	90.6

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 長期預金

相手先	金額（千円）
三菱東京U F J 銀行 新宿新都心支店	200,000
三井住友銀行 東京営業部	200,000
みずほ銀行 新宿新都心支店	200,000
合計	600,000

④ 未払法人税等

区分	金額（千円）
法人税	3,738
都民税	676
事業税	3,504
合計	7,918

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高（千円）	132,379	238,143	291,696	283,372
税引前四半期純利益金額 （千円）	15,576	9,403	44,843	111,270
四半期純利益金額 （千円）	8,138	6,029	26,161	64,978
1株当たり四半期純利益 金額（円）	97.46	72.21	313.31	778.17

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日及び3月31日
1単元の株式数	-----
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	----- ----- ----- -----
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 電子公告は、当社ホームページに掲載しており、そのURLは以下のとおりです。 http://www.ubiquitous.co.jp/ir/kokoku/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第7期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月23日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

（第8期第1四半期）（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）平成20年8月14日関東財務局長に提出

（第8期第2四半期）（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）平成20年11月14日関東財務局長に提出

（第8期第3四半期）（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）平成21年2月13日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書の訂正報告書

平成21年2月20日関東財務局長に提出

（第8期第3四半期）（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書

(4) 臨時報告書

平成20年10月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

株式会社ユビキタス

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士

浅枝 芳隆

印

指定社員
業務執行社員

公認会計士

津田 英嗣

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月22日

株式会社ユビキタス

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅枝 芳隆	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	津田 英嗣	印
----------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ユビキタスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ユビキタスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。